

押さえておこう「生前贈与」大幅見直し



① 二〇二四年施行!

相続・贈与税の税制改正のポイント

二〇二四年一月から、新しい暦年課税と相続時精算課税制度がスタートする。今般の改正の趣旨やその概要を押さえて、組合員への有益な情報提供につなげよう。

1 知っておきたい改正の背景

(1) 増加する「老老相続」

日本は、六五歳以上の人口が総人口一億二四九万人に占める割合である高齢化率が二九・〇%に達し、「超高齢社会」に突入しています(内閣府「令和五年版高齢社会白書」)。高齢化率の上昇とともに増えているのが、被相続人と相続人がどちらも六〇歳以

上の高齢者である相続「老老相続」です。

図表1のとおり、八〇歳以上で亡くなる方(被相続人)は、一九八九(平成元)年の四割未満から二〇一九(令和元)年には七割以上へ上昇し、それに伴って遺産を受け取る相続人の年齢も上昇しています。

日本人の個人金融資産残高は、過去最高の二一・五兆円(二〇二三年一二月末時点。日銀二〇二三年第2四半期の

資金循環)となり、そのうち年間約五〇兆円の遺産の大半が、六〇歳以上の相続人に相続されています。二〇七〇年には、二・六人に一人が六五歳以上、四人に一人が七五歳以上になると予想されており、こうした傾向は今後もさらに強まっていくと考えられます。

高齢者は遺産を受け取ってもあまりお金を使わないため、消費や投資行動が緩やかな世代の間で資金移転が繰り返

返され、活きたかたちで資金が社会に巡らない状況が加速しているのです。経済活性化を図る観点から、高齢世代から若年世代への資産移転が必要に応じて円滑に行われることが重要となっています。

(2) 「相続税・贈与税一体化」の流れと課題

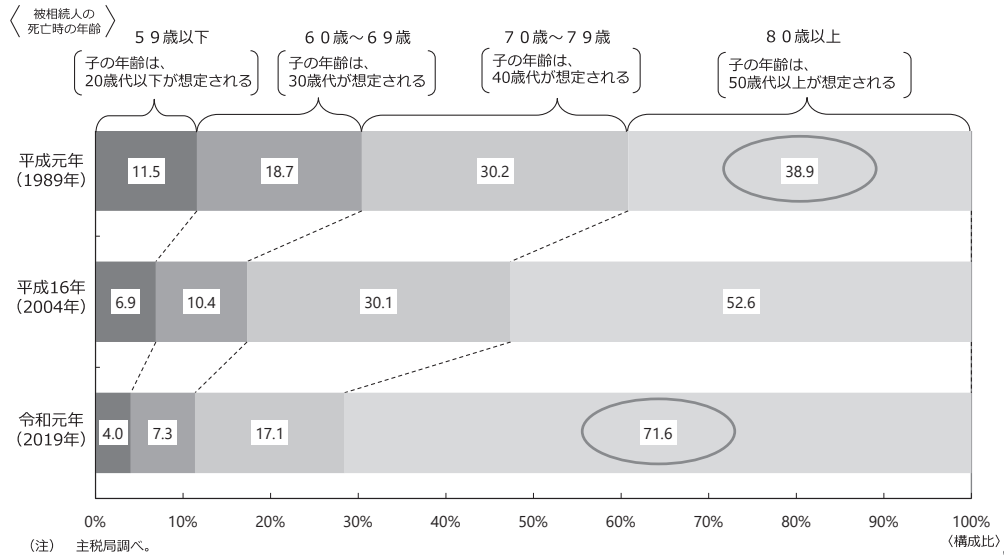
生前贈与をした場合、それらを受け取った人(受贈者)に贈与税がかかります。生前贈与とは、生きているうち



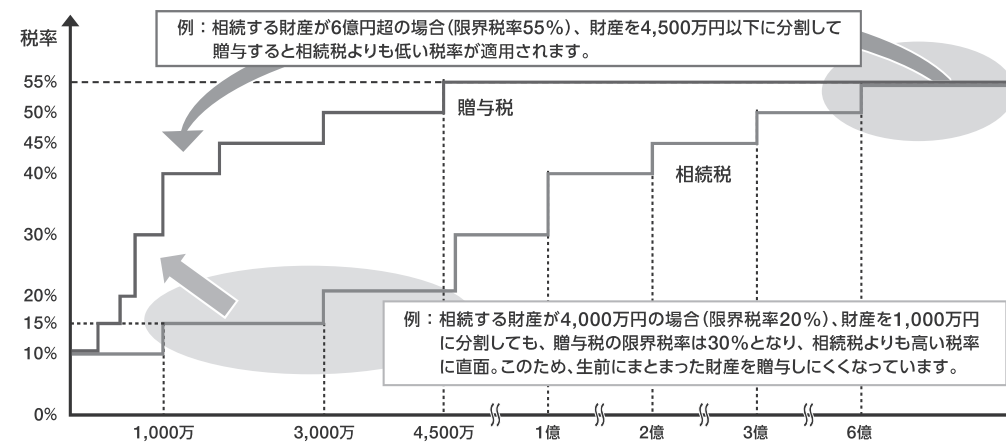
株式会社Office KATA
税理士
片ユカ

1987年より30年間、東京国税局税務署に勤務。2017年に税理士登録。翌年より社・本郷税理士法人の審理室にて、事業承継や相続等の相談・コンサル業務、相続税等の申告の審理業務に携わる傍ら、税務トピックスの執筆などを行う。2021年独立。片ユカ税理士事務所代表 兼 株式会社Office KATA 代表取締役

【図表 1】 相続税の申告からみた被相続人の死亡時の年齢構成比



【図表 2】 贈与税と相続税の課税財産による税率構造



〈備考〉横軸において、贈与税は「課税価額(取得財産ー基礎控除額)」を、相続税は「各法定相続人の法定相続分相当額(課税遺産総額を法定相続分で按分した額)」を指します。
(出所) 財務省「令和5年度税制改正(案)のポイント」(令和5年2月)

に、子どもや孫などへお金をあげたり、家や土地の名義を変更することをいいます。一方、亡くなった後で遺産を相続した人(相続人)にかかる税金が相続税です。

贈与税と相続税は、現在では別個となっていて、いずれも移転する財産の価格が高いほど税率が高くなる累進税率です。贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となつています。実際、多くの方にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率のほうが高いため、まとまった財産を贈与しにくくなっています。

ところがその一方で、相続財産の多いごく一部の方にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率のほうが低いため、財産を分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用されます。

例えば、図表2のとおり、

押さえておこう「生前贈与」大幅見直し

② 比較で学ぶ

相続時精算課税と暦年課税



暦年課税と相続時精算課税、二つの制度のどちらを利用するかは比較検討が必要となる。また、その他にも有効な税制優遇制度を検討したいもの。事例を用いて、最適な方法と注意点を考えてみよう。

制度比較、その前に……

1 押さえておきたい 制度設計上の違い

二〇〇三年度の税制改正により、暦年課税を維持したうえで、「相続時精算課税制度」は創設されました。

そもそも、贈与税の目的は「相続税の補完」（相続税の課税漏れが起きないように贈与税が相続税を補うこと）です。

もし贈与税がなかったら、

全財産を生前贈与したうえで相続を迎え、相続税を払わないという現象が生じますし、贈与税を相続税より軽くしたら、やはり納税者は贈与税のほうを選ぶため、相続税の存在意義は薄れてしまうでしょう。

このことは、実は贈与税法という法律は存在せず、相続税法の中で、第二章第一節が相続税、第二節が贈与税という構成になっていることからもうかがい知ることができま

す。

確かに、相続税がかかる人に対しては、相続税を補う贈与税は必要ですが、一方で、相続税がかからないと予想される親（遺産の総額が相続税の基礎控除に満たないケース）が子に生前贈与した場合であっても、税負担の重い贈与税がかかってしまうという不合理な現象が起こります。

二〇〇三年当時、相続税の基礎控除は、相続人三名の場合、「五〇〇〇万円＋一〇〇

1959年愛媛県八幡浜市生まれ。1982年京都大学法学部卒業。同年日本鉱業(株)（現：JX金属(株)）入社。特殊鋼営業部にて対中国貿易など担当。1988年河野利明税理士事務所開設（東京税理士会）。2000年より(株)農林中金アカデミー講師。



税理士
1級FP技能士
河野 利明

〇万円×三人＝八〇〇〇万円」でしたが、これを相続人一人当たりに換算し、「八〇〇万円÷三人＝概算二五〇万円」とみて、この相続税の基礎控除を、相続を待つことなく生前贈与の時点で使うという大胆な発想を導入しました。直系卑属（若年世代）への財産移転をスムーズかつタイムリーにして、経済を活性化しようという狙いだったのです。

このような制度設計ですか

徹底比較！ 暦年課税と相続時精算課税制度

内容	暦年課税	相続時精算課税制度	
対象者 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 個人から個人へのすべての贈与に適用	<input checked="" type="checkbox"/> 贈与者：60歳以上の父母または祖父母 <input checked="" type="checkbox"/> 受贈者：18歳以上の子または孫	
適用手続	<input checked="" type="checkbox"/> 特に手続きはなし 相続時精算課税制度を選択しない限り、自動的に暦年課税の適用対象となる。	<input checked="" type="checkbox"/> 制度の適用を受けたい場合、受贈者が「相続時精算課税制度選択届」を適用対象の贈与を行った年の翌年3月15日までに税務署へ提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 1の受贈者と1の贈与者の組み合わせ（父と長男、母と次男など）、つまりペアごとの選択になる。 <input checked="" type="checkbox"/> 一度この制度を選択すると、以後は暦年課税に戻れない。 ※2023年12月31日以前の贈与の場合は、贈与金額にかかわらず必ず贈与税の申告を行うことが必要だったが、2024年1月1日以降の贈与は、年110万円の基礎控除以下の贈与は申告の必要はない。	
贈与税額の計算方法	<input checked="" type="checkbox"/> 暦年（1月1日から12月31日）の間に贈与を受けた金額が、基礎控除を超える場合、その他特例を受ける場合のみ申告納税が必要。 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎控除後の金額に対して累進税率（10%から55%）で課税が行われる（次頁「暦年課税贈与の税率表（速算表）」参照）。	<input checked="" type="checkbox"/> 累積（複数年度にわたってもよい）非課税限度額2,500万円があり、もし贈与額が2,500万円を上回った場合は、上回った金額の20%の税率（一定率）での課税となる。 <input checked="" type="checkbox"/> 2024年1月1日以降の贈与については、年110万円の基礎控除が、2,500万円の非課税枠とは別枠で非課税となる。	
贈与者に相続が発生した時の贈与財産の相続税の課税価格への加算	贈与財産 加算対象	<input checked="" type="checkbox"/> 相続開始前3年以内の贈与財産 2024年1月1日以降の贈与については7年以内。	<input checked="" type="checkbox"/> 本制度の適用を受けたすべての贈与財産 ただし、2024年1月1日以降の贈与については、年110万円以下の贈与は加算対象外となる。
	の評價額	<input checked="" type="checkbox"/> 贈与時の相続税評価額（相続開始時ではない）	
	贈与税額 控除	<input checked="" type="checkbox"/> 適用あり（相続税額から贈与税額を控除できる）	
	相続税から控除しきれない 贈与税額の取扱	<input checked="" type="checkbox"/> 還付されない （相続税額をゼロまで減額するのみ） （例）相続税額100万円、加算対象となった暦年課税贈与の際に納付した贈与税200万円がある場合 ・相続税額 100万円 ・贈与税額控除額 200万円 ・納付税額 △100万円→0円	<input checked="" type="checkbox"/> 還付を受けることができる （例）相続税額100万円、加算対象となった相続時精算課税贈与の際に納付した贈与税200万円がある場合 ・相続税額 100万円 ・贈与税額控除額 200万円 ・納付税額 △100万円（還付）

押さえておこう「生前贈与」大幅見直し

③ 改正をきっかけに考える

キケンな生前贈与と留意点



今回の改正により、これまでの相続対策では不利な生前贈与になる可能性があり、見直しの必要が生じるケースもある。組合員に有益な提案ができるよう、そのポイントを具
体例とともにみておこう。

相続税制が二〇一五年に改正され、基礎控除が四割削減されたことで、相続税が課税される方が増えました。日本

全体では、相続税が課税される方の割合が、二〇一四年の四・四%から二〇二一年には九・三%と二倍以上に増加しています。その影響からか、生前贈与をされているというお話もよく聞きます。

しかし、国税庁の申告状況を見ると、贈与されている方の人数や金額には顕著な増加

は確認できず、実際には申告不要な基礎控除以下で贈与されている方も多いのではないかと推察できます。

今回、贈与税は大幅に改正され、二〇二四年一月から施行されました。今までどおり贈与していたのでは、もしかしたら相続発生時には、生前贈与加算として、相続財産の課税対象になってしまうというところもあるかもしれません。贈与のよくある勘違いも確認していきます。

1 しっかり贈与にするために留意したいポイント

贈与の際には、以前から名義貯金、定期贈与、そして特別受益による持ち戻しに留意が必要だといわれています。

ポイント1 名義貯金

贈与とは、自己の財産を無償で与えることで、贈与者（贈与する人）の意思表示と受贈者（贈与を受ける人）の受諾によって成立する（民法

五四九条）とされています。つまり、お互いがしっかりと贈与であることを認識していることが大前提です。

よくある話として、子や孫に贈与しているが、贈与していることを知らせてしまうと、そのお金に期待し、学業や仕事に悪影響があるかもしれないと、子や孫には伝えずにこっそり贈与していると聞くことがあります。しかし、これではお互いが認識をしていませんので、贈与ではなく



山本英生 山本英生 税理士 1級FP技能士

神戸大学法学部大学院修士課程修了。1983年大手生命保険会社入社。社内FPとしてセミナー講師・販売教育指導等で活動。円満退社後、現職。厚生労働省ファイナンシャル・プランニング技能検定技能検定委員。一般社団法人金融財政事情研究会FP技能士センター運営委員。

名義を借りて貯金しているだけ、つまり名義貯金の状況になってしまっています。贈与はこっそりではなく、しっかりとお互いが認識してその記録を残す、そしてあとからみても、はつきり贈与したことがわかるようにしておくことが必要です。

名義貯金とみなされないためには、贈与された子や孫がその贈与を認識して、自分のものとして活用していることが大切です。

ポイント2 定期の贈与

もう一つ気にしておかなければならないことは、贈与契約などを結んで毎年同額を一定期間贈与するといった場合には、毎年の金額ではなく将来の「贈与する権利」を約束していたとして、この贈与期間の毎年の贈与金額の総額に対して贈与税が課税される可能性があるということです。

この定期贈与にみなされないようにするための対策として、贈与金額を「今年は一〇〇万」「翌年は一〇五万円」といったように、一年ごとに変更したほうがよいと教える方もいます。

贈与は、毎年しっかりとお互いに認識して行うことが大切です。

ポイント3 特別受益による持ち戻し

さらに気にしておきたいことが、特別受益による持ち戻しです。

特別受益は、相続人が遺贈や生前贈与によって受けた特別の利益のことをいいます。生前に暦年贈与などで現金の贈与を受けていた場合、相続発生時にその分を相続財産に加算して遺産分割を考えることになる場合があります。これは遺産分割時のための注意点です。

例えば、二人の子に対して、一人には暦年贈与で相当の金額が生前に渡されているが、もう一人の子には一切贈与していないといった場合には、この贈与を受けていない子が遺産分割のなかで、この贈与分を特別受益として考えるように主張することも可能になっています。

この特別受益の考え方には時効はありませんので、過去にずっと遡ることになります（遺留分の計算では、相続開始前一〇年以内に行われた生前贈与が対象になっている）。贈与を考える際には、相続人となる子が複数である場合、平等に意識することも必要になります。

2 暦年贈与の改正の注意点

今まで贈与というと、暦年贈与を活用していた方が多いのではないかと思います。

贈与には、非課税となる特例が設けられており、いわゆる「住宅資金贈与」や「教育資金贈与」、「結婚・子育て贈与」などがあります。これらの特例は、しっかりと目的をもった資金のための贈与であるのに対して、暦年贈与や相続時精算課税制度は、決まった目的がない状況でも資産を贈与することができるという点が大きく相違します。

二〇二三年までの相続時精算課税制度は、この制度を活用して贈与していた贈与額の全額が、相続発生時には相続財産に加算され、相続税が計算されることとなります。相続時精算課税制度は、この制度を活用して贈与した時点でその贈与した資産の評価が大きく増加するようなケースでは、相続税の計算に加えられる金額は相続時精算課税制度を活用して贈与した時点の評価